

IV 健康推進班

- 1 健康づくり事業
- 2 栄養関係事業
- 3 歯科保健
- 4 石綿健康被害対策
- 5 結核対策
- 6 感染症対策



健康推進班概要

県は、令和6年3月に新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第3次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定し推進している。

当保健所でも地域に密着した健康づくりを推進するために、地域や職域等関係機関と連携を密にしながら業務を実施している。

結核を含む感染症対策では、管内の市村や医療機関と連携し、感染症の発生予防、まん延防止、知識の普及啓発と人権への配慮、緊急時の連絡体制の整備を図っている。

また、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、令和6年3月に「宮古保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

健康推進班の業務内容は健康づくり事業、栄養関係事業、歯科保健、石綿健康被害対策、結核対策、感染症対策である。

1 健康づくり事業

保健所では健康寿命の延伸、早世の予防（若くして死亡する人の減少）、生活の質の向上を目指し、生活習慣病対策等に関する普及啓発を行っている。また、効果的な健康づくりを目的に(1)健康増進計画策定等支援、(2)健康おきなわ21（第3次）の推進、(3)地域・職域連携推進、(4)たばこ対策促進、(5)お酒を健康的に飲むための健酒推進、(6)生涯にわたる健康づくりに係る事業等を実施している。

2 栄養関係事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進することを目的として(1)栄養調査事業、(2)特定給食施設等への栄養管理指導、(3)市村関係機関への専門的・広域的栄養指導、(4)食品関連企業等への栄養成分表示指導、(5)食生活改善地区組織への活動支援等を実施している。

3 歯科保健

保健所では、各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を目的に(1)普及啓発事業、(2)専門的かつ技術的な業務の支援及び推進、(3)調査・情報収集・提供等に努めている。

4 石綿健康被害対策

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図っている。

5 結核対策

結核対策は、昭和26年に制定された「結核予防法」の廃止に伴い、平成19年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）」に基づき実施され、実施内容は次のとおりである。

- (1)感染を拡大させるおそれがある患者への就業制限、入院勧告
- (2)結核の適正な医療の普及と公費負担
- (3)治療完遂を目指した患者支援（直接服薬確認療法(DOTS Directly Observed Treatment Short Course））
- (4)結核患者に対する管理検診

(5) 接触者健康診断の実施

6 感染症対策

感染症法に基づき、感染症発生動向の把握、情報提供、感染症発生時の対応、感染症予防のための普及啓発を行っている。また、予防接種に関しては、市村との連携を強化し、市村予防接種事業の支援を通して予防接種率向上の取り組みを行っている。また、「新型インフルエンザ特別措置法」に基づき、管内医療体制の構築、連携体制の推進に取り組むとともに、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、令和6年3月に「宮古保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

健康推進班に関する月間・週間行事 令和５年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
世界禁煙デー及び禁煙週間	5月31日 ～6月8日	○ポスター掲示（宮古保健所） ○パンフレット配布（食品衛生講習会等）	一般住民 講習会受講者
食育月間	6月1日 ～6月30日	○ポスター掲示（宮古保健所）	一般住民
HIV検査普及週間	6月1日 ～6月7日	○ポスター掲示（宮古保健所）	一般市民
歯と口の健康週間	6月4日 ～6月10日	○ポスター掲示（宮古保健所） ○パンフレット配布（食品衛生講習会等）	一般住民
健康増進普及月間	9月1日 ～9月30日	○ポスター掲示 （宮古保健所、宮古島市未来創造センター） ○パンフレット等配布（食品衛生講習会）	一般住民 講習会受講者
食生活改善普及運動	9月1日 ～9月30日	○ポスター掲示 （宮古保健所、宮古島市未来創造センター） ○リーフレット配布（食品衛生講習会受講者等）	一般住民 講習会受講者
結核予防週間	9月24日 ～9月30日	○ポスター、パンフレット等の送付、配布 ○パネル展示（宮古島市・宮古保健所） ○横断幕掲揚（宮古保健所） ○新聞投稿	沖縄県結核予防婦人連 絡協議会 宮古支部 一般住民 医療機関 学校 高齢者施設等
がん検診受診率50%達成に向けた 集中キャンペーン月間	10月1日 ～10月31日	○ポスター展示（宮古保健所） ○保健所作成がん検診案内パンフレット等配布（宮古島 市役所、宮古島市中央公民館等） ○マスコミを活用した普及啓発	一般住民 市村がん検診担当者
歯科口腔保健啓発月間 （歯がんじゅう月間）	11月1日 ～11月30日	○ポスター展示、パンフレット配布等 （宮古保健所、コンビニ、食品衛生講習会等）	一般住民 講習会受講者
アルコール関連問題啓発週間	11月10日～ 11月16日	○イベント時にアルコールパッチを使用した普及啓発 （多良間村コミュニティ祭り）	一般住民
世界エイズデー	12月1日	○市・村の広報誌への掲載 ○新聞掲載による無料検査広報 ○宮古保健所ホームページ掲載	一般住民
女性の健康週間	3月1日 ～3月8日	○ポスター、パネル展示（宮古保健所） ○パンフレット等配布（食品衛生講習会等）	一般住民 講習会受講者

1 健康づくり事業

健康寿命の延伸、早世の予防、生活の質の向上を目指し、ライフステージに応じた普及啓発に取り組むとともに、効果的な健康づくり事業を実施するために宮古島市や多良間村、関係団体等との連携を図っている。

(1) 健康増進計画策定等支援（市村支援）

ア 宮古島市健康増進計画推進会議

開催日：第1回 令和5年8月9日、第2回 令和5年11月15日、
第3回 令和6年2月7日

場 所：宮古島市役所

参 加：宮古保健所長、保健師及び管理栄養士（オブザーバー）

イ 宮古管内市村情報交換会

(ア) 宮古島市

開催日：令和5年4月4日

場 所：宮古島市役所

参 加：宮古島市3人（健康増進課長、健康づくり係長、保健師）
宮古保健所3人（健康推進班長、保健師、管理栄養士）

(イ) 多良間村

開催日：令和6年3月21日

場 所：多良間村役場

参 加：多良間村2人（住民福祉課長、事務職）
宮古保健所2人（健康推進班長、保健師）

(2) 健康おきなわ21（第2次）推進事業

ア 「チャーガンジューおきなわ応援団」の募集と登録

概 要：平成20年3月から「健康おきなわ21」推進の一環として、県民への健康づくりを推進するため、地域の健康づくりパートナーとして「チャーガンジューおきなわ応援団」が発足した。

表1 宮古管内の応援団数

令和5年度

運動分野	食生活分野	健康づくり全般	地域活動等	合計
4	3	3	4	14

イ 健康おきなわ21（第2次）推進大会（がんずうまつり）の開催

目 的：沖縄県の健康増進計画である「健康おきなわ21（第2次）」の推進を図るとともに、管内住民（会場来場者）に対し、健康知識を習得させることを目的とする。

日 時：令和5年12月2日

場 所：多良間村コミュニティ施設

内 容：アルコールパッチ体験ブース設置～自分の「アルコール体質」を知ろう！～
健康づくりに関するポスター展示、リーフレット等の配布

ウ 健康づくりに関連する各月間・週間事業（通年）

内 容：ポスター掲示（保健所内、宮古島市、健診会場、未来創造センター、サンエー宮古島シティ）、リーフレット等の配布（宮古島市、多良間村、健診会場、各種講習会等、労働基準協会）、新聞投稿

(3) 地域・職域連携推進事業

ア 宮古地区地域・職域連携推進会議

目 的：沖縄県の健康・長寿復活をめざして策定された「健康おきなわ 21（第 2 次）」では、働き盛り世代（青壮年期）の生活習慣病対策が課題となっている。

そこで、宮古地区の地域保健及び職域保健関係機関との連携により、宮古地区住民の健康状態の把握分析、健康課題の検討並びに事業計画の実施及び評価を行うことにより生涯を通じた健康づくりに資する事業を展開する事を目的とする。

日 時：第 1 回令和 5 年 8 月 23 日、第 2 回令和 6 年 2 月 1 日

場 所：沖縄県宮古保健所 2 階 大会議室

構成機関：労働基準監督署、地域産業保健センター、島の保健室、全国健康保険協会
沖縄支部、宮古島商工会議所、宮古島市健康増進課、多良間村住民福祉課、宮古保健所

内 容：①各機関の健康づくりに関する取り組み状況の報告
②宮古地区大腸がん検診受診率向上の取り組みの検討
③「うちなー健康経営宣言」についての意見交換

イ 健康づくりリレー連載 がんずうスタイルの実施

概 要：管内の働き盛り世代の健康に関する意識の普及啓発を目的として、平成 27 年 8 月より、月に 1 度、宮古毎日新聞社と宮古新報社の協力を得て、宮古地区地域・職域連携推進会議の構成機関による持ち回りで健康づくりに関するリレー連載を行っている。

ウ 労働者の健康づくり研修会の開催

概 要：宮古地区労働衛生大会（沖縄県労働基準協会主催）等を活用して、労働者向け健康づくり講演会を実施。

日 時：令和 5 年 9 月 7 日

場 所：宮古島市中央公民館

内 容：「大腸がんについて」

講師：浅野 志麻 氏（県立宮古病院 消化器外科部長）

エ 令和 5 年度 大腸がん検診受診率向上の取り組み

概 要：宮古地区地域職域連携推進協議会の協働事業として宮古地区のがん死亡率の減少や地域職域関係者の連携体制構築を目的として、宮古保健所管内の働き盛り世代（40～64 歳）の住民を対象に、大腸がん検診受診率向上の取り組みを実施。

内 容：宮古地区地域職域連携推進協議会名で受診勧奨チラシを作成および配布
プレチラシ 700 枚、本チラシ 2500 枚

(4) たばこ対策促進事業

ア 健康増進法の改正に伴う受動喫煙対策

健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止するための施策が強化されたことを受け、法改正の周知に加え、以下の活動を実施した。

(ア) 喫煙可能室設置施設届出の窓口設置

保健所窓口にて、法改正に係る経過措置を選択する飲食店の届出受理。また、受動喫煙に関する問い合わせや相談への対応。

喫煙可能室設置届出件数：累計 181 件（令和 5 年度末時点）

受動喫煙に関する相談等：12 件（令和 5 年度）

(イ) 飲食店の受動喫煙防止状況調査（沖縄県食品衛生協会へ委託）

イ 世界禁煙デー／禁煙週間

(ア) 趣旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題である。

世界保健機関（WHO）は、昭和45（1970）年に「たばこと健康対策に関する世界保健総会決議」を初めて行い、平成元（1989）年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

国民健康づくり運動プランである「健康日本21（第二次）」やがん対策推進基本計画においては「喫煙率の減少」を指標の1つとして設定しており、喫煙による健康影響を周知することが重要である。また、望まない受動喫煙の防止を図るために、健康増進法の一部を改正する法律が令和2年4月に全面施行されたところであり、受動喫煙対策をより一層推進していく必要がある。

さらに、令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられた一方で、喫煙に関する年齢制限については引き続き20歳以上とされていることや喫煙開始年齢の早さと全死因死亡に十分な因果関係があることが報告されていること等から、喫煙開始年齢と健康影響の関係について、特に若年者への普及啓発が重要となっている。

これらを踏まえ、「たばこの健康影響を知ろう！～若者への健康影響について～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

(イ) 禁煙週間のテーマ

たばこの健康影響を知ろう！～望まない受動喫煙のない社会を目指して～

(ウ) 期 間

令和5年5月31日から令和5年6月6日まで

(エ) 普及啓発

パンフレット等配布（宮古島市立図書館ブラウジングコーナー及び県立宮古病院パネル展示開催時）

(5) 適正飲酒推進事業

概要：生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の減少を目指し、節度ある適度な飲酒や飲酒に伴うリスク等について啓発を行う。

実施内容：①多良間村がんずうまつりにて保健所アルコールブースの設置
②ホームページやイベントを活用した情報発信、リーフレット等配布
③美ぎ酒飲みカード（図1）の発行

図1 美ぎ酒飲みカード
（外側）

適正飲酒の10か条 (出典：アルコール健康医学協会)

- ① 談笑し、楽しく飲むのが基本です
- ② 週二日は、休肝日
- ③ 食べながら、適量範囲でゆっくりと
- ④ 強い酒、薄めて飲むのが、オススメです
- ⑤ やめようよ、きりなく長い飲み続け
- ⑥ 許さない、他人への無理強い・イッキ飲み
- ⑦ アルコール、薬と一緒に危険です
- ⑧ 飲まないで、妊娠中と授乳期は
- ⑨ 飲酒後の運動・入浴、要注意
- ⑩ 肝臓など、定期検査を忘れずに

休肝日

美ぎ酒飲みカード

私は、健康のために
お酒を控えています。
ご理解・ご協力よろしく
お願いします。

高古島まもる君


沖縄県宮古保健所

（内側）

2ドリンク換算表（節度ある適度な飲酒量）				
ビール (5%)	泡盛・焼酎 (25%)	日本酒 (15%)	チューハイ (7%)	ワイン (12%)
				
中瓶 1本 (500ml)	0.5合 (90ml)	1合 (180ml)	1缶 (350ml)	グラス2杯 (240ml)

節度ある適度な飲酒量

○男性は、1日2ドリンク以下
○女性は、1日1ドリンク以下
※病気の人は、医師に相談

1ドリンク = 純アルコール10g

【計算式】ビール(5%)500mlの場合
 飲酒量 × 度数 × アルコール比重 = 純アルコール量
 (500ml) (0.05) (0.8) (20g)

(6) 関係機関との連携

ア 第46回宮古の産業まつり

主催：宮古の産業まつり実行委員会

日時：令和5年12月2日、12月3日

場所：宮古島市役所 特設会場

内容：健康づくり普及啓発の一環として、産業まつり会場にてパネル展示
健康づくりに関するリーフレット類の配布

イ 2023年度多良間村コミュニティーまつり（再掲）

主催：多良間村教育委員会

日時：令和5年12月2日

場所：多良間村コミュニティー施設

内容：アルコールパッチ体験ブース設置～自分の「アルコール体質」を知ろう！～
健康づくりに関するリーフレット類の配布、ポスター展示

2 栄養関係事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的に、住民の栄養摂取量と生活習慣の状況を把握・分析するための調査事業、専門的・広域的栄養指導、市村の栄養関連事業等の支援、給食施設の栄養管理指導、食品関連企業等への栄養成分表示指導、地区組織の支援等を実施している。

(1) 栄養実態調査

ア 国民健康・栄養調査

健康増進法第 10 条に基づき、国民の栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に栄養と健康の関係を明らかにし健康増進対策に必要な基礎資料を得ることを目的に厚生労働省が県に委託し、実際の調査地区を管轄する保健所が実施する。

イ 県民健康・栄養調査

県民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、県民の総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料を得るため沖縄県が実施する。

表 1 調査概要

年 度	区 分	調査地区	世帯数	世帯人員	調 査 内 容
平成27年度	国 民	宮古島市上野	13世帯	33人	①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査
平成28年度	県 民	宮古島市城辺	36世帯	78人	①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査
平成29年度～令和 2 年度 該当地区なし					
令和 3 年度※	県 民	宮古島市平良	28世帯	148人	①簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ） ②身体状況調査（自記式） ③生活習慣調査
令和 4 年度	国 民	宮古島市平良	20世帯	47人	①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査
令和 5 年度 該当地区なし					

※令和 3 年度県民健康・栄養調査は、新型コロナウイルス感染症対策のため調査手法を変更し、郵送法により実施。

(2) 特定給食施設等指導

特定給食施設とは、特定多数の人に対して、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設以外の 1 回 50 食以上 100 食未満又は 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する施設をいう。

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 22 条に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施等について、必要な提示・助言を行っている。また、同法第 21 条第 2 項において、特定給食施設では適切な栄養管理の実施のため「栄養士又は管理栄養士を置くように務めなければならない」とされている。

ア 特定給食施設等への指導状況

表 2 給食施設指導状況

令和 5 年度

個別指導			集団指導		
特定給食施設		その他の給食施設	回数	延施設数	延人員
1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上				
12	2	7	1	32	48

イ 特定給食施設等における管理栄養士及び栄養士の配置率

表 3 栄養士及び管理栄養士の配置状況

令和 5 年度

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設			栄養士のみの施設		栄養士 管理栄養士 どちらもない施設	施設数 合計	栄養士 配置状況 (%)
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数			
特定給食施設	学 校	3	5	0	0	0	3	3	0	6	100%
	病 院	3	7	1	8	2	0	0	0	4	100%
	介護老人保健施設	2	2	0	0	0	0	0	0	2	100%
	老人福祉施設	0	0	1	2	1	0	0	0	1	100%
	児童福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	5	6	17%
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%
	自 衛 隊	1	1	0	0	0	1	1	0	2	100%
	小 計	10	16	2	10	3	4	4	7	23	
給食施設	学 校	0	0	0	0	0	1	2	0	1	100%
	老人福祉施設	2	2	0	0	0	0	0	1	3	67%
	児童福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	26	27	4%
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	1	1	0	2	100%
	その他	1	1	0	0	0	0	0	1	2	50%
	小 計	5	5	0	0	0	2	3	28	35	
管内合計		15	21	2	10	3	6	7	35	58	

(3) 指導業務

ア 栄養指導等

健康増進法第 18 条第 1 項 1 に基づき、住民への栄養及び健康増進を図るために必要な指導を実施している。

表 4 指導業務内訳

令和 5 年度

個別指導（人）					集団指導（延人員）							
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	母子		生活習慣病		健康増進		その他	
					回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 食品の栄養成分表示指導等

食品表示法第 4 条、健康増進法第 43 条及び第 65、66 条に基づき、食品関係事業者に対し、栄養成分表示及び食品表示（保健事項）の相談及び指導を行う。

表 5 栄養成分表示指導等実施状況

令和 5 年度

個別指導		集団指導	
指導件数（実数）	指導件数（延件数）	回数	参加数
5	6	1	37

(4) 専門的な人材育成及び技術的支援事業

管内市村の給食施設調理従事者や栄養管理担当者、市村職員等を対象に、人材育成及び技術的支援のための研修会として、給食施設研修会や糖尿病予防研修会を企画している。令和 5 年度は給食施設従事者を対象に研修会を開催した。

- ・宮古地区特定給食施設等研修会

日 時：令和 5 年 12 月 8 日 15:00～16:40

場 所：沖縄県宮古合同庁舎 2 階講堂

内 容：「給食施設の食品衛生管理について」

「宮古地区の健康課題と給食施設の栄養管理について」

講 師：宮古保健所食品衛生監視員及び管理栄養士

対象者：管内特定給食施設等の給食業務関係者

参加者：32 施設 48 名

(5)食環境整備の取り組み状況

宮古地区栄養情報提供店登録事業の推進

ア 新規登録店舗

令和 5 年度は新規登録なし（登録数 5 店舗）

イ 宮古地区栄養情報提供店登録事業検討委員会の開催

日時：令和 6 年 3 月 14 日 14:00～15:10

場所：宮古保健所 2 階大会議室

委員：宮古島市健康増進課（管理栄養士）、沖縄県食品衛生協会宮古支部役員（宮古島調理師会及び沖縄県飲食業生活衛生同業組合宮古支部の各会長含む）

(6)地区組織の育成

食を通した健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市村健康づくり事業及び「健康おきなわ 21（第 2 次）」の推進等で活躍している。

宮古保健所管内の食生活改善推進協議会の結成状況は下記のとおりである。

表 6 協議会結成状況

令和 5 年度

協議会	結成年月日	会員数	地区名
宮古島市食生活改善推進協議会	平成17年10月1日	52名	宮古島市
多良間村食生活改善推進協議会	平成17年8月2日	休会	多良間村

(7)栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条に基づく申請を進達しており、その実績は表 7 のとおりである。

表 7 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

令和 5 年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	書換え	再交付	申請	書換え	再交付	
1	3	0	2	0	0	6

3 歯科保健

含糖食品や加工品の氾濫、軟食化などによる食生活の多様化、年齢構造の変化により歯科保健業務も従来の母子保健中心から、各ライフステージにおける歯科保健対策へと多様化している。なかでも、生涯自分の歯で食べることが高齢者の生活の質を高めることの要件の一つであり、40歳以降の歯科保健の重要性が認識され8020運動が推進されている。

口腔清掃の方法の改善等に関する知識を広め、乳幼児に対するフッ化物応用等の予防処置を行い、定期的な管理のもとに歯科疾患を予防することによって、健康の維持増進を図り生活の質の向上を目指す。

(1) 普及啓発事業

ア 月間及び週間

「歯と口の健康週間（令和5年6月4日～6月10日）」

「歯科口腔保健啓発月間（令和5年11月）」

イ 普及啓発内容

ポスター等配布：保育施設、コンビニエンスストア、食品衛生講習会

ポスター等展示：宮古保健所、多良間村コミュニティーまつり会場

新聞投稿：地元新聞社（宮古毎日新聞・宮古新報）へ投稿掲載（令和5年11月）

(2) 専門的な人材育成かつ技術的支援事業

ア 口腔保健研修会

目的：障がい者にとっては通院が困難であり、また病症の度合いや服薬の副作用から虫歯や歯周疾患になるリスクが大きい。その為日常的に行う口腔内の衛生管理が必要とされることから口腔疾患の対策として、施設利用者及び職員を対象に口腔ケアの実践を通し衛生管理や周囲がサポートできる環境づくりを目的とし実施。

内容：障がい者等施設職員を対象とした歯科講話（令和5年度は実施なし）

(3) 市村及び関係機関との連携

ア 宮古島市

- ・健康づくりに関する情報交換会

イ 多良間村

- ・健康づくりに関する情報交換会
- ・多良間村コミュニティーセンターまつり会場にて歯科保健に関するポスター展示、歯科清掃グッズ配置

ウ 宮古地区歯科医師会

- ・歯がんじゅう月間における普及啓発 新聞投稿依頼（令和5年11月）

4 石綿健康被害対策

(1) 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、平成 18 年 3 月に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設され、石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労働者災害補償保険法等で保障されない方に対して、救済給付の支給を行う制度である。

対象となる疾病は、①石綿による肺がん②中皮腫③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の 4 疾病である。これらの健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給される。独立行政法人環境再生保全機構が申請受付及び認定給付を行っており、保健所は申請窓口として、申請書を独立行政法人環境再生機構へ送付している。

(2) 申請の現状

ア 申請件数

申請件数は平成 24 年度以降 0 件である。

イ 相談件数

相談件数は平成 29 年 1 件、平成 30 年 1 件、令和元年 0 件、令和 2 年 0 件、令和 3 年 2 件、令和 4 年度 0 件、令和 5 年度 0 件である。

5 結核対策

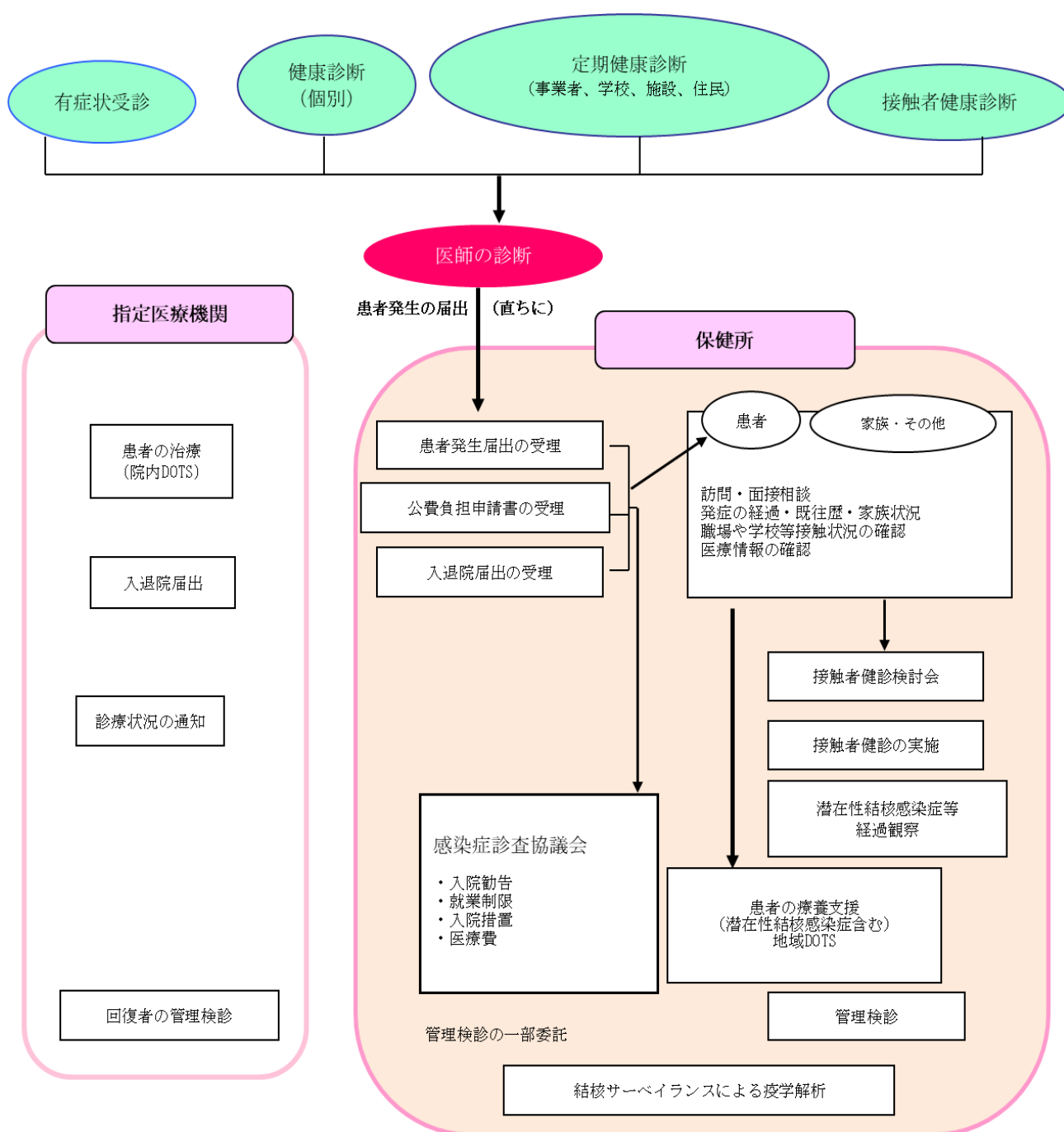
わが国の結核の現状は、結核対策の推進、医学の進歩、生活環境の改善等によって、新登録結核患者数は年々減少しているが、依然として主要な感染症であり、一層の対策の充実が求められている。特に近年は、結核患者の高齢化、都市部での問題、多剤耐性結核菌の出現、外国出生患者の増加等の課題がみられる。

感染症法に基づき、人権を尊重した適正な手続きを拡充するとともに、定期健康診断、結核医療の基準、直接服薬確認療法（DOTS）等の総合的な結核対策の推進に取り組んでいる。

表 1 結核対策の概要

健康診断	定期健康診断 (感染症法第53条の2)	学校健診：高校・大学生（入学時健診1回）
		施設入所者：刑務所(20歳以上毎年) 社会福祉施設(65歳以上毎年)
		事業所職員：学校、病院、診療所、助産所、老健施設、社会福祉施設の職員
		市町村住民：65歳以上毎年(定期健診患者発見率等を参照した上で対象年齢の設定やハイリスク層の対象の検討、罹患率を分析した対策)
	接触者健康診断 (感染症法第17条)	患者家族、その他、結核予防上特に必要があると認められるとき、県（保健所）が実施する。
患者管理	医師の届出 (感染症法第12条) 入退院届出 (感染症法第53条の11)	結核患者・無症状病原体保有者(潜在性結核感染症治療対象者)の診断時、直ちに保健所長へ届出 患者が入院又は退院した時、病院管理者は7日以内に保健所へ届出
	結核登録票 (感染症法第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握
	家庭訪問指導 (感染症法第53条の14)	結核の予防又は医療上必要と認められる者に対する家庭訪問による保健指導等
	管理検診(精密検査) (感染症法第53条の13)	結核登録者のうち、要観察者、治療状況不明者、治療放置者等を対象とした精密検査
感染防止	就業制限 (感染症法第18条)	感染拡大のおそれがある患者へ就業制限を行う。
	入院勧告 (感染症法第19、20、26、26条の2)	結核のまん延を防止するため必要であると認める時、結核指定医療機関への入院勧告を行う。
医療	入院勧告患者の医療 (感染症法第37条)	入院勧告を行った患者に対する医療費の公費負担
	一般患者に対する医療 (感染症法第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公費負担
予防接種	B C G 予防接種 (予防接種法第2条、3条)	「生後1歳に至るまでの間にある者」を対象に結核の発生及びまん延を予防するため市村が実施する。

図 1 結核対策における保健所の役割



- 1 保健所では、患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等、周囲への感染防止等への指導を行う。
- 2 医師からの届出があった患者は、居住地の管轄保健所に登録する。患者は治療終了後、回復者として保健所又は医療機関で概ね2年間管理検診を行い、再発のおそれが無くなった場合、登録削除する。
- 3 登録削除後は自主的に健康管理を行う。(市村が行う結核住民健診、職場健診等)

(1) 結核の現状

ア 結核患者の発症状況

(ア) 結核罹患率（人口 10 万対）

宮古保健所管内（宮古島市・多良間村）における結核罹患率は、社会福祉施設での集団感染事例があった令和元年から令和 2 年を除き、ほぼ横ばいであったが、令和 3 年以降は大きく減少している。これは新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられる。

令和元年 65.7 令和 2 年 20.6 令和 3 年 7.4 令和 4 年 7.4 令和 5 年 5.5

(イ) 活動性分類

令和 5 年の新規患者発生は 3 人となっており、その内訳は肺結核 2 人、肺外結核 1 人である。（潜在性結核感染症 3 人は別掲）

表 2 活動性分類

（単位：人）

区 分 年次別	総 数	活 動 性 肺 結 核				活動性 肺外結核	不 明	潜在性結 核感染症 (別掲)
		総 数	感 染 性		菌陰性			
			喀痰塗抹 陽性	その他の 菌陽性				
昭和50年	48	45	(0)	(4)	(41)	3	0	4
55年	34	29	(2)	(9)	(18)	5	0	2
60年	41	30	(0)	(8)	(22)	11	0	2
平成2年	31	26	(0)	(14)	(12)	5	0	5
7年	19	18	(2)	(10)	(6)	1	0	16
12年	15	12	(6)	(4)	(2)	3	0	11
22年	6	3	(2)	(1)	(0)	3	0	11
28年	7	3	(2)	(1)	(0)	4	0	4
29年	6	3	(1)	(2)	(0)	3	0	3
30年	8	4	(3)	(1)	(0)	4	0	5
令和元年	35	30	(7)	(10)	(13)	5	0	27
令和2年	11	7	(5)	(2)	(0)	4	0	11
3年	4	2	(0)	(0)	(2)	2	0	4
4年	4	3	(1)	(1)	(1)	1	0	5
5年	3	2	(1)	(1)	(0)	1	0	3

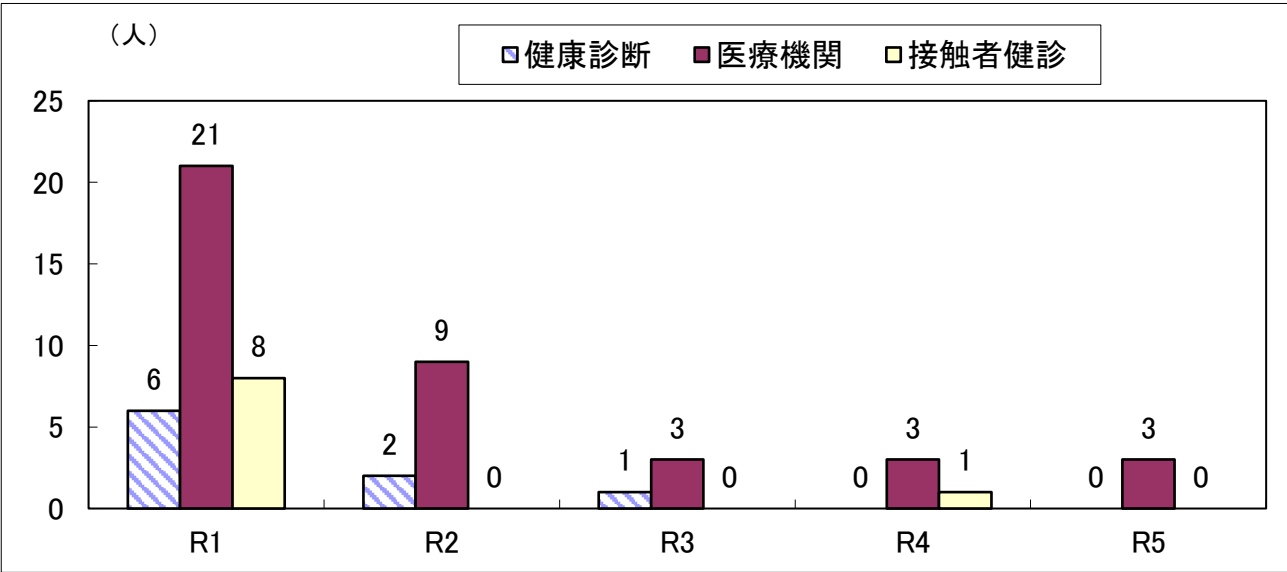
(ウ) 新登録患者の年齢階級別状況

令和 5 年の新登録患者を年齢別にみると、70 代が 1 人、80 代が 1 人、90 代が 1 人となっており、高齢者の占める割合が高い。

(エ) 新登録患者の発見方法

令和 5 年の新登録患者の発見方法は、医療機関受診によるものが 3 人となっている。

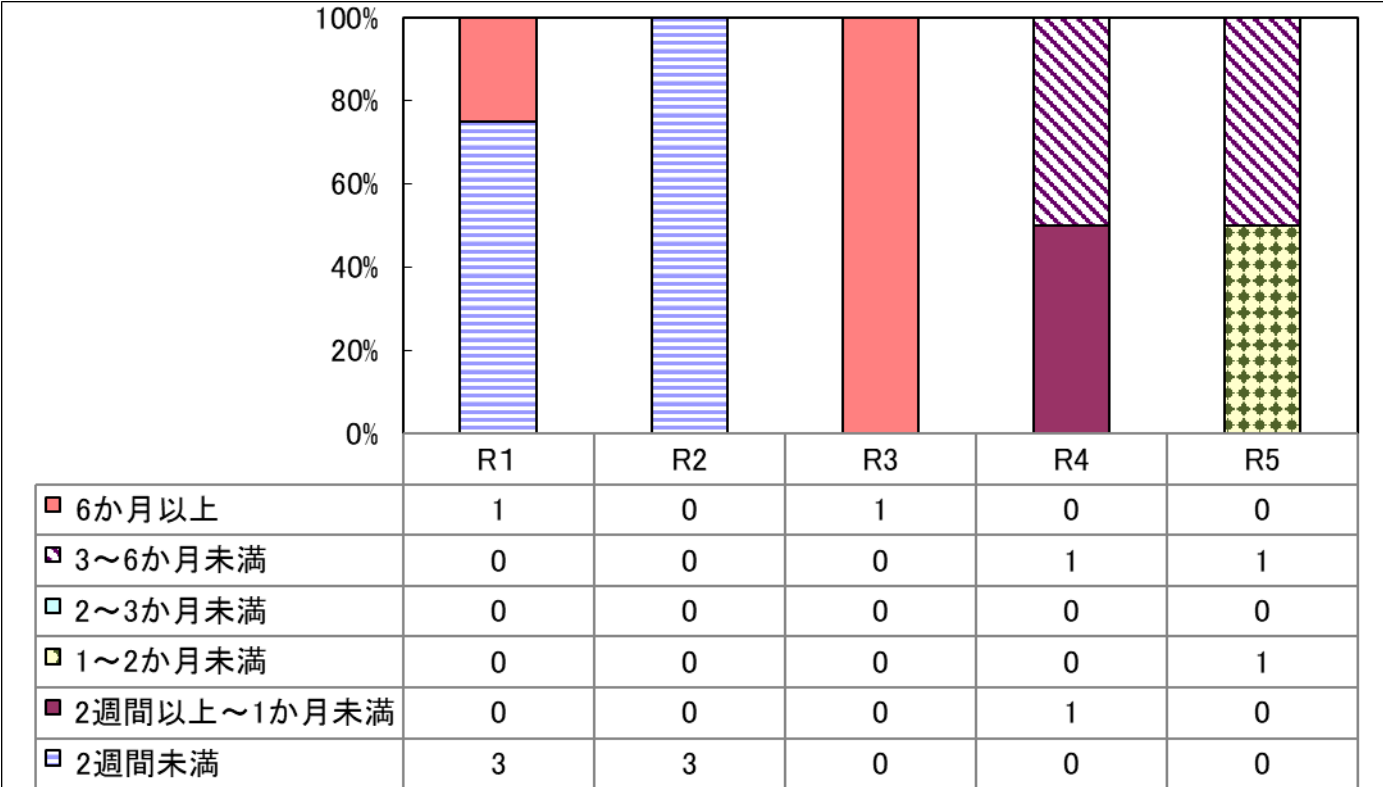
図2 新登録患者の発見方法



(オ) 発病から診断までの期間

結核の感染危険度は、症状出現（発病）から受診・診断までの期間によって決定され、症状出現から診断までにかかった期間は、感染の拡がりを想定でき、結核予防活動の指標にもなる。

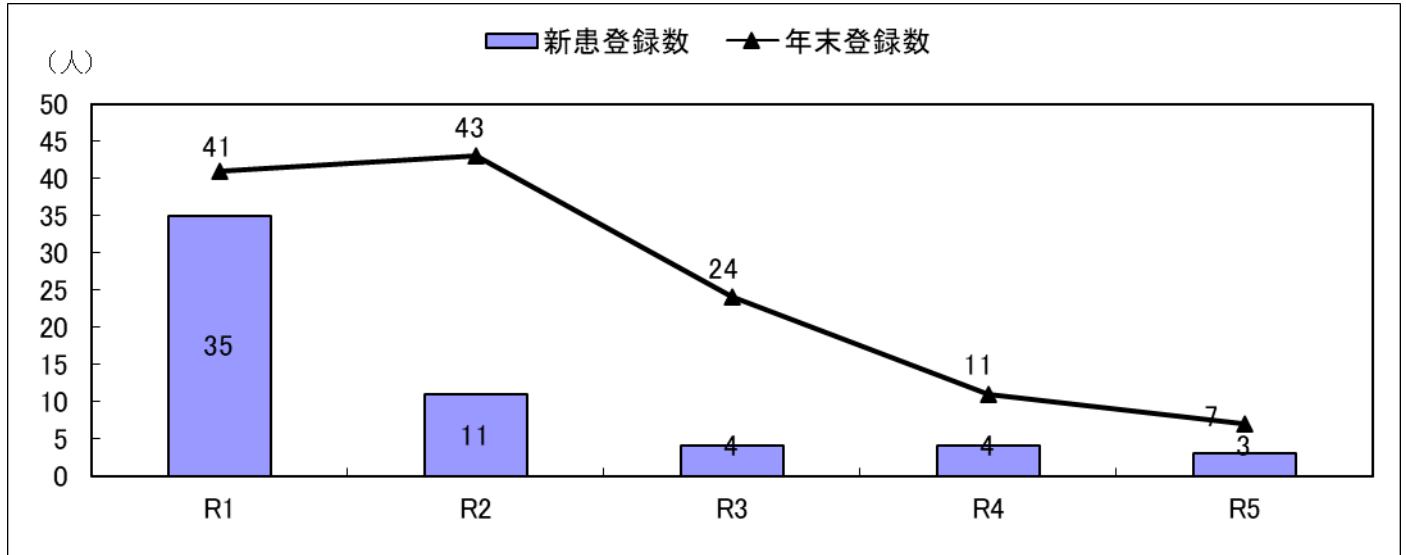
図3 新登録患者の発病から診断までの期間（肺結核患者で発病時に咳・痰等の症状がある者）



イ 結核患者年末登録状況

令和 5 年の結核患者年末登録者数は 7 人となっており、平成 31 年の社会福祉施設における集団感染事例により 40 人以上となった令和元年や令和 2 年に比べると大きく減少している。（潜在性結核感染症 3 人は別掲）

図 4 年末登録数及び新患登録数の年次推移



ウ 管理検診

結核患者年末登録状況は、令和 5 年の年末登録者 7 人のうち、治療中 2 人、観察中 5 人である。（潜在性結核感染症 3 人（治療中 2 人）は別掲）

治療終了者は必要に応じて 2 年間 6 ヶ月毎の管理検診を実施しており、再発者はいなかった。

エ 定期健康診断

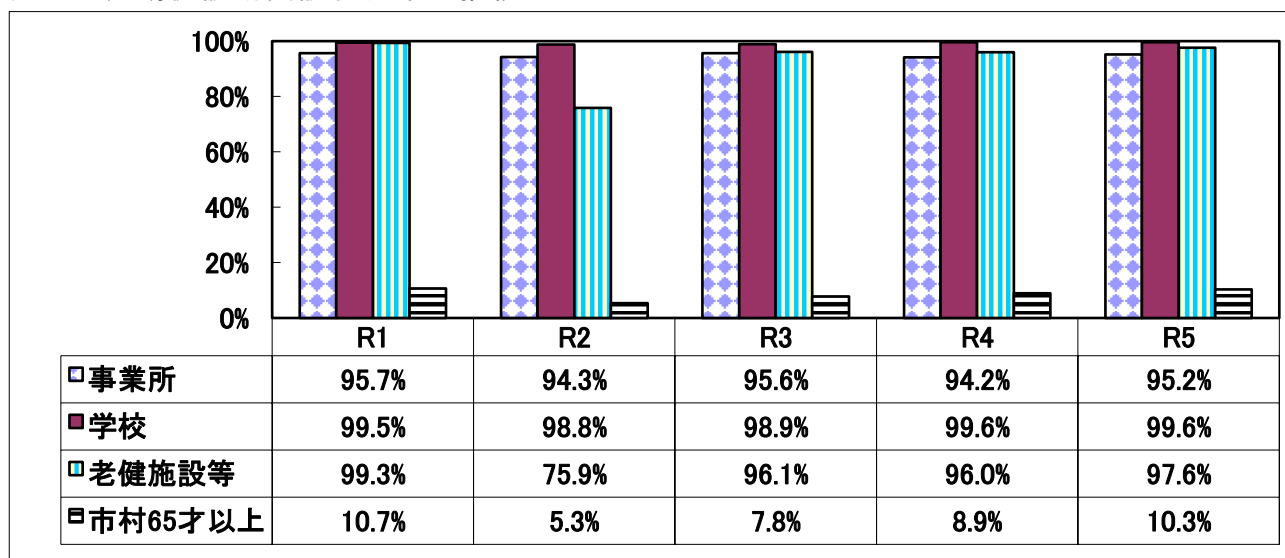
（ア） 集団感染防止として学校健診は、高校・大学入学年度に 1 回、施設は刑務所 20 歳以上、社会福祉施設 65 歳以上、毎年実施する。

（イ） 発症すると二次感染の可能性が高い職業としての事業（学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等）に従事する職員は採用時及び毎年実施する。

（ウ） 結核健診は 65 歳以上の高齢者が対象、その他に発症リスクが高い年齢層や罹患率、定期健診からの患者発見率等に照らして対象者を定める。また、ホームレス、外国人などの特定対象者についても実施する。

（エ） 結核予防接種は、平成 25 年 4 月 1 日に改正され、BCG 接種を「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に実施する。

図 5 定期健診断受診状況年次推移



オ 接触者健康診断

接触者健康診断は、感染者の早期発見と進展防止、新たな発病者の早期発見及び感染源・感染経路の探求が目的である。結核発生に伴う感染予防上特に必要があると認められる時は、積極的疫学調査を実施し、患者との接触状況を把握した上で、保健所内の接触者健診検討会で対象者を選定し、接触者健診を実施する。

実施においては、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と綿密な連携を図り、感染源及び感染経路究明を迅速に進めることが重要である。

管内の令和5年度接触者健康診断状況は、家族内接触者100%、その他接触者100%の受診率である。患者の発見は0名となった。

表 3 接触者健康診断状況

	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	発見数
家族内接触者	29	28	97%	0	21	20	95%	0	8	8	100%	0	8	8	100%	1	5	5	100%	0
その他接触者	224	217	97%	8 23(潜)	118	113	95%	2(潜)	7	7	100%	0	9	8	89%	0	3	3	100%	0
合計	253	245	97%	8	139	133	95%	0	15	15	100%	0	17	16	94%	1	8	8	100%	0

* (潜)：潜在性結核感染症

カ 結核対策特別促進事業

事業名	確実な治療完了を目指したDOTS支援						
事業目的	結核対策は、予防の適正化と治療強化、きめ細やかな個別対応、人権配慮、地域格差への対応が基本である。 「結核に関する指定感染症予防指針」の一部改正に伴い地域DOTSの推進が位置づけられ、DOTS対象者が喀痰塗抹陽性結核患者から潜在性結核感染症を含む全結核患者へと拡大し、院内DOTS・地域DOTS支援の効果的・包括的な支援が求められている。院内DOTSから、地域DOTS支援への包括的な支援体制を確立し、確実な治療完了を目指す。						
結核の現状		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	新登録患者(人)	8	35	11	4	4	3
	罹患率(人口10万対)	15.3	65.7	20.6	7.4	7.4	5.5
	活動性肺結核患者(人)	4	30	7	2	3	2
	塗抹陽性患者(人)	3	6	5	0	1	1
	新登録患者の70歳以上の率	6 75.0%	24 68.6%	10 90.9%	2 50.0%	2 50.0%	3 100.0%
	潜在性結核感染症(人)(別掲)	5	27	11	4	5	3
	新登録DOTS対象者(H23年5月改正)	13	62	18	8	8	5
	全結核患者コホート治療失敗・脱落率		3.2%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
事業内容	1 DOTS事業 (1)事例ごとの検討 ○服薬支援・連携手帳の活用 DOTS支援のツールとして活用する ○退院前調整会議の開催(実施:1回、対象:入院患者) 医療機関及び関係者、家族参加。退院後の支援及びDOTSタイプの評価をする。 ○DOTS支援 令和5年度DOTS対象者:6人(登録患者3人、潜在性結核感染症3人) (訪問:実4人、延8件 来所:実0人、延0件 電話:実4件 連絡:実7件 未実施:0) ○DOTS・コホート検討会 新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行に伴い順次再開予定						
期待される効果	1) 医療機関・関係機関と協力して、結核患者の実態に応じたきめ細やかな支援をすることにより、結核治療脱落を防ぎ、治療成功率100%を目指すことができる。 2) DOTS事業やコホート検討会等を活用して、研修会で得たことを還元・共有し、管内DOTS事業を推進することができる。						

(2) X線撮影業務

平成20年3月に一般健康診断が終了したため、主なX線撮影業務は結核健診業務である。平成27年度より当保健所に診療放射線技師の配置がなくなったため、本島の保健所から派遣されている診療放射線技師が撮影を行っている。

表4 X線撮影人数

令和5年度

	直接撮影(人数)	間接撮影(人数)	合計
接触者健診等	1	0	1
管理検診	6	0	6

直接撮影 : 管理検診及び接触者健診の際に、保健所内で行う胸部X線撮影

間接撮影 : 接触者健診の際に、検診車で行う胸部X線撮影

接触者健診 : 結核患者に接触のある者や発病のおそれのある者に対して実施する健診

管理検診 : 結核治療終了後、その経過を見るために実施する検診

(3) 高齢者結核対策

令和5年の県内の新登録結核患者は、80歳以上の高齢者が4割を超えており、全国においても同様な状況である。宮古保健所管内（宮古島市・多良間村）においても令和5年度の新登録結核患者はすべて70歳以上であり、高齢者に対する結核対策は重要な課題である。

体力や免疫力が低下する高齢者は結核を発症するリスクが高まるため、高齢者施設では集団で発症するおそれがある。

そこで、平成25年から宮古管内の高齢者施設を対象に、実態調査やマニュアル作成等を実施し、結核を早期発見し感染防止を図るための対策に取り組んでいる。

年度	
H25	「高齢者施設における結核予防対策の実態調査」実施
H26	「高齢者施設における結核早期発見のためのチェックリスト」作成 チェックリストの活用状況等に関するアンケート実施
H27	保健所ホームページにてチェックリストの活用状況等に関するアンケートの結果を掲載、結核予防週間に高齢者施設へ周知
H28	結核予防週間に、管内高齢者施設へチェックリストを配布
H29	チェックリストの活用状況等に関するアンケート実施
H30	「高齢者施設における結核早期発見のためのマニュアル（改訂版）」作成

(4) 普及啓発活動

ア 結核予防週間（9月24日～9月30日）

結核に関する正しい知識を国民に普及するとともに、官民一体となった結核対策への意識を高めることを趣旨とする。

（ア）広報資料等の配布、周知

管内医療機関や市村、学校、高齢者施設等に結核予防週間の周知及び資料配付を行った。また、結核予防週間の期間中には保健所前フェンスへ横断幕を掲示し、保健所やパネル展示場所ロビーにてポスター、リーフレット等を配置した。

（イ）街頭啓発活動

例年、宮古地区結核予防婦人連絡協議会の協力のもと、宮古保健所管内の大型店舗1カ所において結核予防週間にあわせて街頭キャンペーンを行い、結核に関するリーフレット及びポケットティッシュ等を配布。

（ウ）パネル展示

宮古島市役所のホールにおいて、結核予防週間にあわせて結核に関する基礎知識、管内の結核罹患率等、結核の現状についてのパネル展示を実施。

（エ）報道機関等との連携

結核に関する正しい知識の普及啓発のため管内新聞2社へ記事を投稿した。

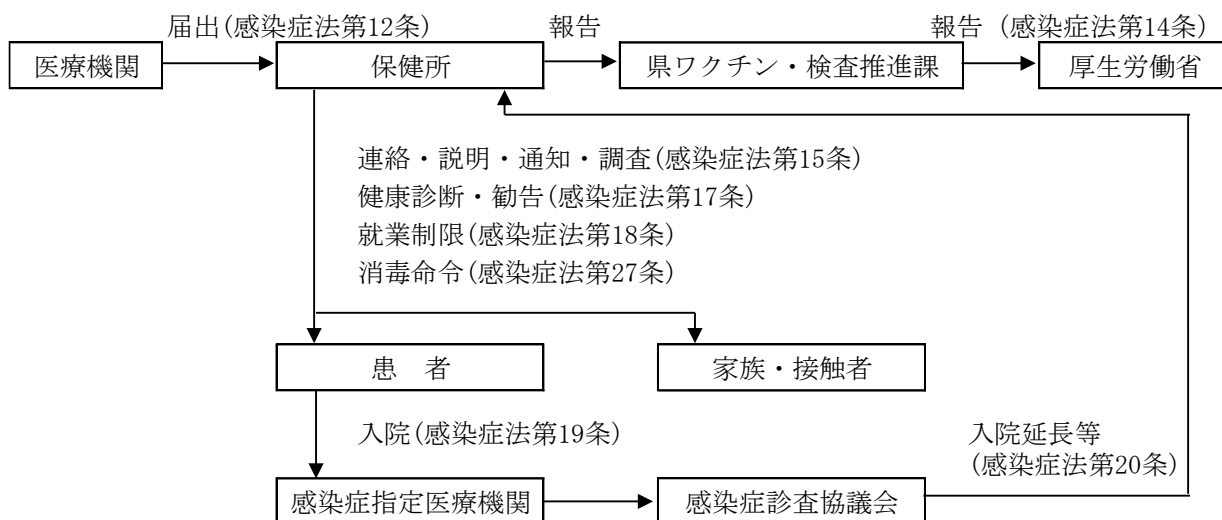
6 感染症対策

(1) 感染症対策の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）に基づき、感染症発生時には疫学調査や健康診断等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発等を行っている。

また、平常時から感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集するとともに、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修会を開催している。

図 1 感染症発生時の業務の流れ



(2) 感染症発生動向調査

感染症の発生状況を全数報告・定点報告により把握し、その結果を基に地域住民への注意喚起や警報発令を行い、流行拡大の防止を図っている。

表 1 年別感染症報告状況（全数報告対象疾患）

類型	疾患名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
2類	結核	62	22	8	9	6
3類	腸管出血性大腸菌感染症	1	8	7	11	7
4類	E型肝炎	0	0	0	0	0
	つつが虫病	4	3	3	2	3
	レジオネラ症	2	0	2	1	1
	レプトスピラ症	0	0	2	0	0
5類	急性脳炎	0	0	0	0	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	0	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	0	0	0	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	1	0	0
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	0	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	4	2	2	0	0
	水痘（入院例に限る）	0	0	1	0	0
	梅毒	3	2	2	8	1
	百日咳（H30年1月～）	3	3	0	0	0
	風しん	1	0	0	0	0
	麻疹	0	0	0	0	0
	アメーバ赤痢	0	1	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	0	2	0	0	2
	合計	83	44	28	31	22

表 2 月別感染症報告状況（定点報告対象疾患）

令和 5 年

疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
インフルエンザ	298	165	309	140	53	0	17	82	348	396	300	156	2264
RSウイルス感染症	0	0	0	1	1	17	31	2	1	0	0	0	53
咽頭結膜熱	4	2	0	6	5	2	4	6	11	40	28	34	142
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1	2	0	8	9	14	80	6	18	15	16	26	195
感染性胃腸炎	20	23	9	2	7	6	10	2	3	4	14	5	105
水痘	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
手足口病	3	20	29	53	39	6	9	1	5	10	1	7	183
伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
突発性発しん	1	2	1	4	0	1	2	2	0	2	1	2	18
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	1	3	4	1	2	0	1	12
流行性耳下腺炎	1	0	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	6
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	1	0	0	0	1	3	2	3	3	2	2	7	24
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症					235	389	412	118	144	104	15	19	1436
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	5	7	2	4	9	4	6	9	7	6	10	10	79
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症は令和 5 年 5 月 8 日より五類感染症へ移行

ア 腸管出血性大腸菌感染症の発生状況

毎年発生の報告があるが、平成 27 年以降は単発での発生や同居家族内の感染のみで終息し、集団発生事例は起きていない。

発生時は、感染源調査として有症状者の健康診断（検便）や環境調査を実施し、感染拡大防止のため指導を行っている。

イ つつが虫病の発生状況

平成 20 年 6 月に沖縄県初のつつがむし病が報告されて以来、県内ではこれまでに 47 件の報告があり、45 件が宮古管内由来となっている。令和 5 年の県内発生件数は 3 件で、うち宮古保健所管内からの届出は 3 件、いずれも宮古管内由来による発生であった。

患者発生は春から初冬（4 月～12 月）にかけてみられ、ツツガムシに刺された場所は、畑や草地（海岸含む）と推定される。

被害が出始める 6 月及び 10 月には、地域住民へチラシを配布し、管内関係機関・医療機関へチラシ送付及び情報共有、マスコミ等へ注意喚起依頼、保健所ホームページでの注意喚起を行った。発生状況を踏まえ、観光客向け、農業関係者向けにも注意喚起・予防啓発を行った。

発生時期や、ツツガムシに付着されないための予防方法、症状出現時は医療機関への早期受診・早期治療が重要であること、再感染の可能性があることを今後も継続して啓発していく。

ウ 麻しん対策

日本は平成 27 年に WHO より、土着株が存在しない排除状態であると認定されたが、その後も海外由来株による集団発生事例がたびたび報告されている。

沖縄県では、平成 13 年 4 月から沖縄県はしか“0”プロジェクト委員会が設立さ

れ、麻しん発生全数把握事業を行い、麻しん発生時の初期対応、流行予防対策、県衛生環境研究所での確定検査、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等を行っている。

平成30年3月20日には県内で4年ぶりの麻しん患者が確認され、これを発端とし約2ヶ月間で、患者数101名となる集団発生事例が発生した。宮古保健所管内でも26例の疑い事例があり、2例の麻しん確定事例があった。

エ 風しん対策

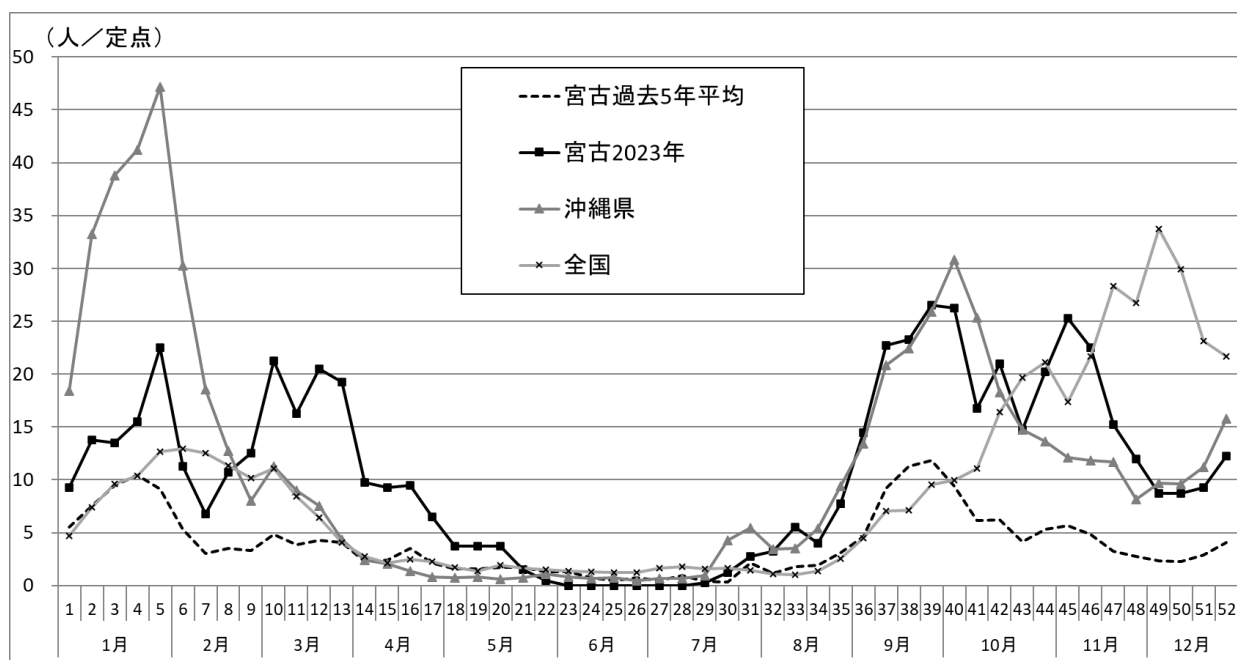
日本では「令和2年度までに風疹の排除を達成すること」を目標としているが、平成30年7月頃から、感受性者の多い30～50代の男性を中心に全国的な感染拡大がおきている。平成30年5月には宮古保健所管内でも6年ぶりに1例の風しん確定事例があった。

オ インフルエンザ発生状況

宮古管内定点医療機関においては、1～3月と9～11月に多数の発生があり注意報レベルに達した。宮古過去5年平均と比較し、全体的に発生数が大きく上回っているのは、2020年から2022年にかけて新型コロナウイルス感染症による感染対策があり、ほぼ発生数が無かったのが影響している。

図2 インフルエンザ発生状況

令和5年



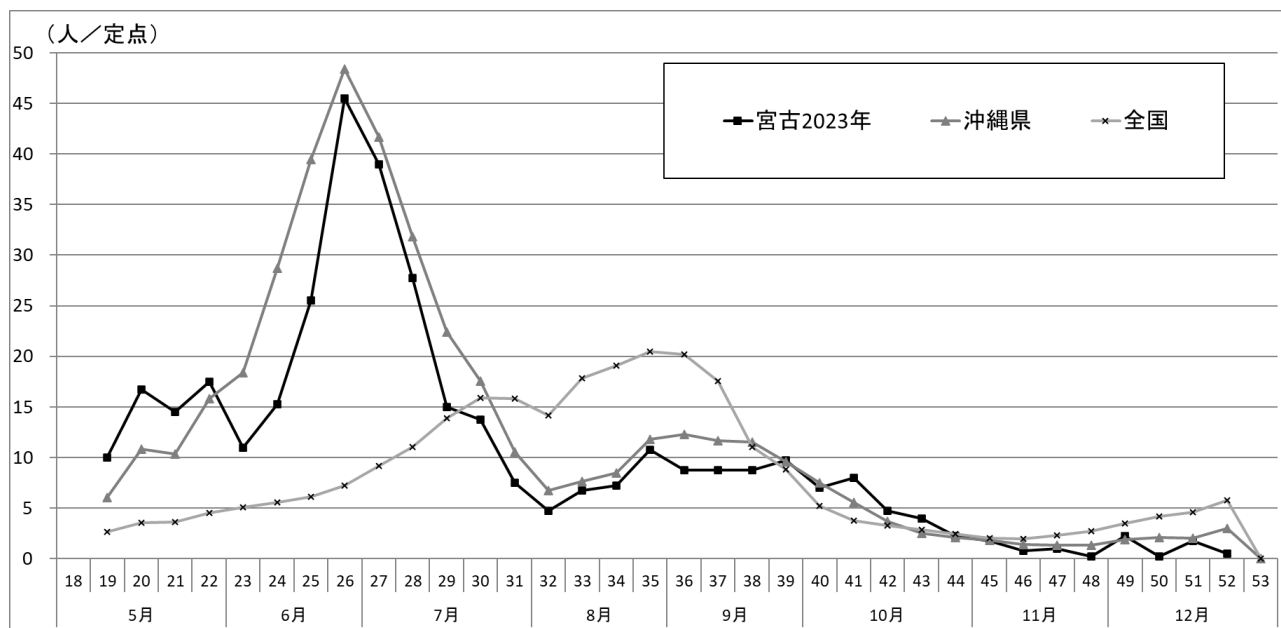
* (人/定点)とは、定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のこと。

カ 新型コロナウイルス感染症発生状況

令和5年5月8日より感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」と位置付けられ、それに伴い全数把握疾患から定点報告疾患となった。宮古管内定点医療機関においては沖縄県とともに6～7月ごろにかけて多数の発生があった。

図 3 新型コロナウイルス発生状況

令和 5 年



キ 社会福祉施設等における感染症等集団発生状況

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成 17 年 2 月 22 日厚労省 5 局長通知)」に基づく報告を受けて、調査や感染拡大防止に係る助言・指導等を行っている。令和 5 年度の宮古保健所管内においては、社会福祉施設等の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の集団発生報告は合計 13 件であった。

(3) HIV/AIDS 対策及び性感染症対策

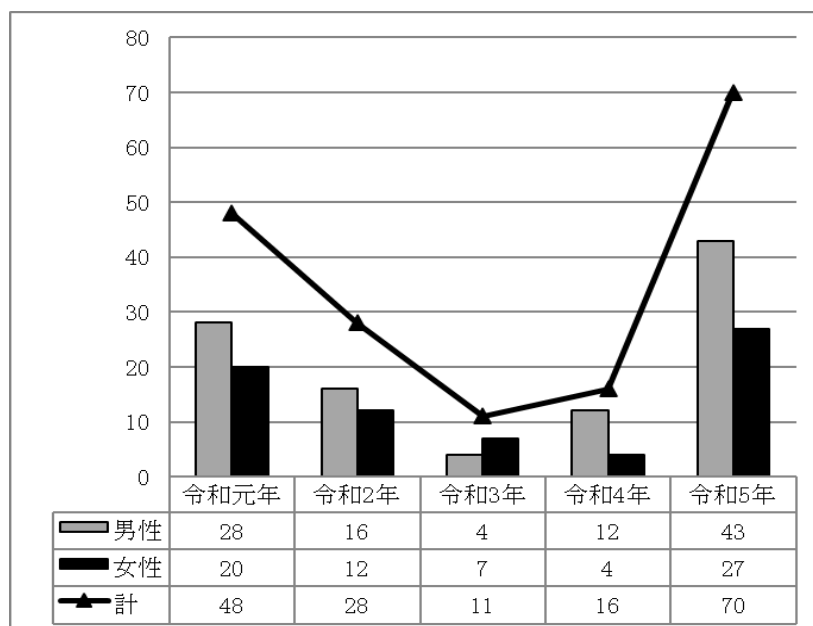
ア HIV 抗体・性感染症の検査及び相談実施状況

毎週火・木曜日に無料・匿名・予約制の検査を実施している。問診・採血の約 2 時間後には結果を通知できる体制を整えている。また、相談については、月～金曜日に実施している。新型コロナウイルス感染症対応のため、令和 5 年度 4 月～5 月は HIV 抗体・性感染症の検査を午前のみ実施していたが、6 月からは午後の検査も再開している。

表 3 HIV 等感染症検査件数及び相談件数 (令和 5 年)

	検査	電話相談	来所相談
HIV/AIDS	70	0	0
梅毒	67	0	0
クラミジア	57	0	0
その他性感染症		2	0

図 4 HIV 抗体検査件数の年次推移



イ HIV/AIDS 検査普及及び予防啓発活動

毎年 6 月 1 日～7 日の「HIV 検査普及週間」及び 12 月 1 日の「世界エイズデー」において、検査期間の拡大や住民に対する普及啓発を実施している。

表 4 HIV 検査普及及び予防啓発活動実施状況

実施項目	実施日	実施内容	対 象
ポスター掲示	令和5年6月 令和5年12月	保健所にてHIV等性感染症啓発のためのポスター掲示。	一般
検査案内	令和5年6月 令和5年12月	保健所ホームページ、市広報誌、地方新聞・情報誌、宮古テレビ等を利用した検査案内。市役所、コンビニ、社交飲食店、医療機関等に検査啓発ステッカーを配布。	一般
パネル展	令和5年12月	宮古島市役所にてHIV啓発のためのパネル展を開催。	一般
啓発ティッシュ配布	令和5年12月	管内高校生にHIV等性感染症啓発のためのティッシュを配布。	高校生

(4) ウイルス性肝炎対策（B 型・C 型肝炎対策）

ア 沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成 27 年 6 月から肝炎ウイルス陽性者の早期発見及び受診勧奨により早期治療につなげ、重症化の予防を図ることを目的に事業が開始された。平成 29 年 9 月には要領改正に伴い、定期検査費用の自己負担額の引き下げが行われている。

（ア）肝炎ウイルス検査及び相談事業

平成 24 年度から未受検者を対象に HBs 抗原、HCV 抗体の無料検査を実施。検査の結果陽性者には、紹介状を発行し医療機関での精査受診勧奨、精査結果の確認を行っている。

平成 26 年度から、重複受検を防ぐために検査結果を記録カードに記載し、受検者全員に配布している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の対応のため肝炎ウイルス検査の検査枠の縮小や一時的に休止している時期もあったが、令和5年度は、6月に午後の検査枠が再開となり、以降通常通り実施している。

(イ) 陽性者フォローアップ事業

保健所の肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業の同意が得られた者に対し、医療機関受診状況の確認や受診勧奨を行っている。また、検査費用の助成（初回精密検査及び年度2回の定期検査）を実施している。

表5 肝炎ウイルス検査数と陽性数の年次推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査数	B型	50	13	8	24	58
	C型	44	9	3	14	38
B型肝炎ウイルス陽性数		1	0	0	0	1
C型肝炎ウイルス陽性数		0	0	0	0	0

イ 沖縄県肝炎治療促進事業

平成20年から肝炎治療費助成制度が開始され、保健所は申請窓口として個別面接を行い、随時相談に対応している。

表6 医療給付申請数の年次推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
B型肝炎	新規	5	3	7	5	8
	更新	50	13	48	54	50
	合計	55	16	55	59	58
C型肝炎	新規	5	5	6	6	3
	更新	0	0	0	0	0
	合計	5	5	6	6	3

(5) 予防接種

予防接種法に基づき、市村が主体となって実施している定期予防接種等について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。住民や市村の問い合わせへの対応、管内市村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告等を行っている。

(6) 新型インフルエンザ等対策について

平成21年に国内で新型インフルエンザの大流行があり、対策の法的根拠の必要性から平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。これに基づき沖縄県は行動計画や要項を策定している。宮古保健所でも「宮古保健所新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」を策定するなど、対策を進めている。平成28年には宮古島市消防本部と「沖縄県宮古保健所管内における感染症患者の移送協力に関する協定書」を締結し、「宮古保健所新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定した。

また、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、令和6年3月に「宮古保健所健康危機対処計画（感染症編）」を策定した。

ア 新型インフルエンザ等対策訓練

宮古保健所では、発生早期の医療提供を円滑に実施できるようにするため、平成

27年度から関係機関との合同訓練を実施している。新型コロナウイルス感染拡大により、令和2～5年度は開催なし。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策について

令和元年12月に中華人民共和国湖北省武漢市で初めて報告され、世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、国内においては令和2年1月15日、県内においては2月14日、宮古保健所管内では7月28日に初の感染者が判明した。これまで感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」とされていたが、令和5年5月8日から「5類感染症」に位置づけ変更となった。

ア 新型コロナウイルス感染症対策研修会

平時の感染対策研修を通して職員の知識・技術の向上をはかり、これまでの組織体制や感染対策の見直しを行い、様々な状況に応じた感染対策の実践に繋げていくことを目的として開催。県感染症医療確保課と共催。

(第1回)

日 時：令和5年7月18日

場 所：宮古島市役所 2階大ホール

対 象：高齢者・障害者施設の職員

参加者：72名

内 容：基本的な感染症対策および5類移行後の変更点について（座学）

基本的な感染対策のワークショップ及び実演（実技）

宮古島内の感染状況および5類移行後の保健所の役割について（座学）

(第2回)

日 時：令和5年11月16日

場 所：宮古島市未来創造センター 1階多目的ホール

対 象：高齢者・障害者施設の職員

参加者：31名

内 容：基本的な感染症対策および5類移行後の変更点について（座学）

基本的な感染対策のワークショップ及び実演（実技）

BCP作成について（座学）

宮古島内の感染状況および5類移行後の保健所の役割について（座学）

(8) その他

鳥インフルエンザ等対策訓練を実施。

Ⅱ総務企画班 健康危機管理対策参照。